

調達公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 21 日

鳥取県立図書館長 西 尾 麻 都 子

1 調達内容

(1) 貸貸借物品の名称及び数量

映像録音資料館内視聴覚機器貸貸借業務 一式

(2) 貸貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 貸貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日

(5) 設置場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件公告に示した貸貸借物品を納入期限までに設置場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び貸貸借物品の仕様に関する担当部局

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町 101

鳥取県立図書館

電話 0857-26-8156

電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 1 月 21 日（水）から同月 29 日（木）までの間にインターネットの鳥取県立図書館ホームページ

(<https://www.library.pref.tottori.jp/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月21日（水）から同月29日（木）までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、交付期間内は休館日のため、鳥取県立図書館駐車場側の職員通用口から入館すること。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

不可とする。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月6日（金）午後2時30分 即時開札。

イ 場所

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館2階 大研修室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年1月29日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した賃貸借物品を納入することができると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（4）手続における交渉の有無

無

(5) その他

- ア 詳細は、入札説明書による。
- イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「映像録音資料館内視聴覚機器賃貸借業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
- ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。